

認定機関認証評価関係者に対する注意（守秘義務）

認定機関認証評価関係者は下記の事項について、関係者以外に情報を漏らしてはならない。また、認定機関認証評価で使用了書類を規定に基づいて廃棄又は回収するなど書類の管理に十分注意し、関係者以外に情報が漏れる危険を最小にするよう努めねばならない。

1. JABEE の認定機関認証評価関係者の守秘事項

- (1) 認証評価中の認定機関名、認定機関の認定対象となる教育機関名及び関する情報、実地評価の期日、認証評価を受ける側の担当者名／責任者名
- (2) 認証評価中の評価委員の個人情報
- (3) 認証評価中の認定機関に対する具体的な認証評価の印象、状況、認証可否の予想など
- (4) 自身が過去に認証評価に参加することにより知り得た認定機関名及び認定機関の認定対象となる教育機関名及び関する情報等及び認証評価を受けた側の担当者名／責任者名
- (5) 認証評価されたが認証されなかった認定機関名等
- (6) 認証されたが、まだ公表される前の認定機関名等
- (7) 認証された認定機関の認証有効期間
- (8) その他、進行中の認証評価に関連して守秘すべき事項

なお、ここで言う JABEE の認定機関認証評価関係者とは以下の者である。

JABEE 役員（理事、監事）

JABEE 職員

本認証評価事業の体制下にある委員会委員（常置委員会のワーキンググループ委員も含める）

当該年度の評価委員及び過去においてこれを経験した者

2. 認定機関関係者の守秘事項

- (1) 当該認定機関の認証評価実施中の、あるいは実施した評価委員の個人情報
- (2) 認証評価報告書（ただし、認証可否通知とともに教育機関に送付される「認証評価結果」を除く）

以上

2022 年 11 月 21 日初版